

岐阜県国民健康保険運営方針（抜粋）

第2章 市町村における保険料（税）の標準的な算定に関する事項

5 将来的な保険料水準の統一化

(1) 基本的な考え方

- 県単位化という今般の制度改正の趣旨に鑑み、県内被保険者間の負担の公平化及び市町村の枠を越えて支え合う医療保険制度を構築していく観点から、将来的な保険料水準の県内統一を目指します。

(2) 統一の方法（保険料水準統一の定義）

- 県が算定する市町村標準保険料率を、すべての市町村において同一とすることをもって保険料水準の県内統一とします。

(3) 統一に向けた手順及びスケジュール

○ 医療費水準の格差の反映

- ・保険料水準のうち医療費水準については、その格差を反映させない（「医療費指数反映係数」 $(\alpha) = 0$ ）こととするには、医療費水準の平準化に取り組み、格差の縮減を図っていくことが不可欠です。
- ・そのため、県では「第7期岐阜県保健医療計画」及び「第3期岐阜県医療費適正化計画」、また市町村においては保健事業の実施計画（第2期データヘルス計画）に定めた取組を着実に推進するとともに、医療費水準が全国平均を上回っている市町村についてその特性や要因を分析したうえで効果的な取組を検討し、県及び市町村が一体となって格差の縮減を図っていくこととします。
- ・上記の2つの県計画は、いずれも平成30年度から平成35年度までを取組期間としていきます。これを踏まえて、平成35年度までは医療費水準の格差を全て反映させることとし、平成36年度から保険料水準の統一に向け医療費水準の格差にとらわれない保険料算定方法を導入していく方向で検討します。その際には、医療費水準の平準化の進捗状況を見極めたうえで、激変緩和のため「医療費指数反映係数」 (α) を徐々に0に近づけていくなどの手順を踏むことを含めて検討します。
- ・なお、それまでの間においても、毎年度、医療費水準の推移及び平準化の取組の成果を検証していくとともに、上記の考え方についても3年ごとに行う当方針の改定に合わせ市町村と十分に協議を行い、必要に応じ見直しを行っていくこととします。

○ 保健事業、保険料（税）収納率等の統一化

- ・保健事業や各種給付事業等は、これまで各市町村の実情等を踏まえ政策的に実施されてきた経緯があり、新制度施行後も各市町村の自主性や独自性が発揮できるような方策を検討していく必要があります。
- ・また、市町村間において保険料（税）収納率に格差がある現状において、これを統一すると、市町村間の負担の公平性が損なわれるとともに、徴収インセンティブが働かなくなるのではないかという課題もあります。
- ・今後、新制度施行後の事業運営の状況なども踏まえつつ、市町村と丁寧かつ慎重に協議を重ね、統一に向け検討していくこととします。